

会員各位

一般社団法人 全国住宅産業協会
戸建住宅委員長 山田 照
中高層委員長 宮内 宗頼

盛土規制法（概要）説明会の開催について

下記によりセミナーを開催いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日時 令和4年10月21日（金） 13:30～14:30
2. 開催方法 オンライン（Zoom）
3. テーマ 盛土規制法の概要と規制区域・技術的基準の考え方
：全国一律の基準で危険な盛土等を規制するため盛土規制法（旧宅地造成等規制法）が5/27
：に公布され1年以内に施行されます。同法は、①隙間のない規制（特定盛土等規制区域（新
：設）、宅地造成工事区域）、②安全性確保（必要な許可基準・手続き（土地所有者等の同意・
：周辺住民への事前周知、定期報告、中間・完了検査など）、③責任の所在（土地所有者等の
：管理責任、土地所有者等・原因行為者への是正措置命令）などが定められており、盛土等
：防災対策検討会（国交省）で考え方が示されつつありますので、概要を説明します。
- 講師：国土交通省 都市局 都市安全課 担当者
4. 定員 70名（1社2名まで。）
5. 締切日 参加申込票参照（締切日前でも定員になり次第締め切ります。）
6. 申込方法 (1)E-mail 又は FAXで参加申込票をご返信いただくか、E-mail に必要
事項を入力してご返信ください。なお参加者ごとに異なる E-mail を
ご記入ください。
(2)参加申込票到着後、①申込受付案内、②資料案内、③当日の案内E-mail を
各参加者宛に順次送信します。開催日前日までにE-mail が届かない場合は
お問合せください。
(3)参加申込票Zoom利用実績「無」に印を付けていただいた方、及び
希望される方には簡易マニュアルを送信させていただきます。
注)①申込受付案内、③当日の案内E-mail は、Zoomのシステムから送信
されます。E-mail には、ログイン用URL、ID、パスワードが記載
されています。
7. 資料 (1)事前配付制。PDF形式。
(2)資料案内E-mail（申込方法(2)②）で、次のいずれかにより配付します。
①E-mail に資料を添付。
②E-mail に資料のダウンロード方法を記載。
8. 注意事項 (1)次の内容については、参加者自身が行ってください。
①PC等とソフトウェアの準備とセットアップ
②インターネットへの接続、通信及びそのための機器の準備とセットアップ
③必要に応じたセキュリティ対策の実施
④資料の印刷
⑤その他参加のために必要な準備
(2)当日利用するPC等にZoomがインストールされている必要があります。
①利用したことがない場合は、ミーティング用Zoomクライアントをインストール
してください。詳細は下記URLをご覧ください。
https://zoom.us/download#client_4meeting
②当日利用するPC等で事前テストを実施して、スピーカーから音声が聞こえること、
カメラ（内蔵又は外付）で映像が映ることを確認してください。詳細は下記URLを

ご覧ください。 <https://zoom.us/test>

- (3) PC等の性能、通信環境により、映像、音声の状態が異なる場合があります。光回線を経由した有線LAN接続等の安定した通信環境で参加してください。
- (4) 所属する会社に次のルール等がある場合は、参加可能であることを確認してください。
 - ① オンラインセミナー受講に関するルール等
 - ② インターネットを経由する外部コンテンツへの接続と接続時間に関するルール等
- (5) 7の(2)いずれかの方法で資料を取得できること。
- (6) ログイン用URL、ID、パスワードを申込者以外の第三者に提供しないでください。
- (7) 録画、録音、複製、インターネット等ネットワーク上での転載・配信等の公開は形式を問わず固くお断りします。
- (8) 資料の無断転載・複製、転送、及びインターネット等ネットワーク上での転載・配信等の公開は形式を問わず固くお断りします。
- (9) 対面の会場及びオンラインにおいて、当協会及び当協会が取材を許可した者による写真の撮影、又はオンライン画面のスクリーンショットの保存が行われる予定であり、講師を含む来場者が写り込んでいる場合があります。それらは、①全住協ホームページ、②会報全住協、全住協メールマガジン等当協会の各種発行物、③当協会が取材を許可した者が作成した記事を掲載するホームページ、及び新聞、雑誌等で使用され露出される場合がありますので予めご了承ください。

9. 問合せ先 事務局 田島・原田 TEL 03-3511-0611

以上

令和 年 月 日

盛土規制法（概要）説明会（10/21） 参加申込票

E-mail t_harada@zenjukyo.jp FAX 03-3511-0616

会社名			
住所	都道府県	市区町村	TEL
所属団体	全住協・北住都・秋田県協会・北東住協・北信越住協・富山県宅協・北住協・静岡県協会・東住協・中住協・関住協・近住協・広住協・四宅協・九住協・九分協・鹿住協・沖住協		
担当者		E-mail	
テーマ	盛土規制法の概要と規制区域・技術的基準の考え方		
日時	令和4年10月21日（金）13:30～14:30（締切日 10月13日）		
定員	70名（先着順とさせていただきます。）		
氏名			
事業所等			
役職			
E-mail			
個人情報への同意	(1) 個人情報の取扱いは、全住協HPをご確認ください。 https://www.zenjukyo.jp/ (2) 画面上に参加者の氏名及び映像等が他参加者に表示されます。 (3) 事後検証のため録画を行います但公開はしません。参加者は録画できません。 (4) 講師及び所属先に参加者情報（会社名/住所/部署・役職/氏名）を提供させていただきます。 (5) 参加者名簿を参加者に配付します。参加者名簿には参加者情報（会社名/部署・役職/氏名）が記載されます。 <input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いに同意します。（必須） ※✓を付けてください。		
注意事項への同意	<input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いに同意します。（必須） ※✓を付けてください。		
	Zoom利用実績（有・無）		Zoom利用実績（有・無）
問合せ先	一般社団法人全国住宅産業協会 事務局 田島・原田 TEL 03-3511-0611 E-mail t_harada@zenjukyo.jp		

注1) 申込者ごとに異なるE-mailをご記入ください。

● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)

背景・必要性

【公布:R4.5.27 / 施行:公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日】

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**(令和4年3月)



死者・行方不明者28名、住宅被害98棟

R3.7 静岡県熱海市



H21.7 広島県東広島市

R3.6 千葉県多古町



廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、住宅被害1棟

廃棄された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、**土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず**、**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「**盛土規制法**」

※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
⇒ ・市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象**に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査
完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止

(KPI) ○規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等